平成２４年（フ）第８５１号
北九州市小倉南区葛原１丁目５番９号　シティーベール湯川Ｂ棟106号室
債務者　小田あずさ
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８６２号
北九州市八幡西区紅梅１丁目５番２―202号
債務者　池田　隆史
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８６８号
北九州市八幡西区幸神２丁目３番12―103号
債務者　岡部　俊之
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８７０号
北九州市八幡西区星ケ丘１丁目４番12号
債務者　坂本　剛史
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８７１号
北九州市八幡西区星ケ丘１丁目４番12号
債務者　坂本　彌知
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８７４号
大分市六坊南町２番67号　首藤ビル202
債務者　渡邉　　勝
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７１９号
栃木県宇都宮市石井町3385番地　老人保健施設宇都宮アルトピア、住民票上の住所栃木県宇都宮市中央５丁目１番２号
債務者　臼井　一夫
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３２号
栃木県宇都宮市東刑部町723番地１
債務者　岩本　隼人
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３５号
栃木県宇都宮市石井町2911番地17　宇佐美方
債務者　塚原　賢江
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７４５号
栃木県那須烏山市野上445番地１
債務者　岡　　義一
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５７号
栃木県宇都宮市天神２―３―１　ティ・エム自立支援宿泊所、住民票上の住所栃木県小山市若木町３丁目７番16号　パインヒルⅡ105号室
債務者　橋本　正弘
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５５８９号
東京都港区台場１丁目３―２―803
債務者　澤井　恭子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６１５号
東京都杉並区高井戸西３丁目11―11　五十嵐方
債務者　津田　貴道
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６４２号
東京都荒川区町屋６丁目16―６―202
債務者　中野なおみ
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６９５号
東京都江東区東砂２丁目12―３―620
債務者　井上　正恵
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６９８号
東京都足立区梅田４丁目40―12―101
債務者　清水　昭久
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部